

香川県条例第18号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） <u>2,740人</u></p> <p>(2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 221人</p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>病院局の職員 <u>1,251人</u></p> <p>計 <u>4,355人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） <u>2,710人</u></p> <p>(2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 221人</p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p><u>水道局の職員 88人</u></p> <p>病院局の職員 <u>1,189人</u></p> <p>計 <u>4,351人</u></p> <p>2 前項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び育児休業をして</p>

(派遣職員等の定数)

第3条 略

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣される職員
- (2)~(4) 略

(復職等した職員の定数の特例)

第4条 第2条第2項の規定により同条第1項の定数には含まないものとされた職員若しくは前条各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、第2条第1項に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数には、1年を超えない期間に限り、その定数を超えるものを含まないものとすることができる。

(職員の定数の配分)

第5条 略

いる職員を含まないものとする。

(派遣職員等の定数)

第3条 前条第1項に掲げる職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により、他の普通地方公共団体に派遣し、又は他の普通地方公共団体から派遣される職員
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣される職員
- (3) 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣される職員
- (4) 長期にわたり研修を受けることを命ぜられる職員

(職員の定数の配分)

第4条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。